



広島県報

号 外
第 1 号

発行者 広 島 県
発行所 広島県総務企画部
管理総室文書法制室
購読料 月 額 2,700円

目 次

規 則

建設工事執行規則の一部を改正する規則

(原法規登載)

(建設産業室)

監査委員公表

平成十六年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

公布された規則のあらまし

建設工事執行規則の一部を改正する規則 (規則第一号) (建設産業室)

一 改正の要旨

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律が改正され、同法による審判手続等が見直されたことに伴い、必要な規定の整備を行った。

二 施行期日

平成十八年一月四日

規 則

建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第一号

建設工事執行規則の一部を改正する規則

建設工事執行規則 (平成八年広島県規則第三十九号) の一部を次のように改正する。

第五十四条の二第一項第一号及び第二号を次のように改める。

- 一 請負人が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和二十二年法律第五十四号。以下「独占禁止法」という。) 第七条第一項若しくは第二項 (第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。)、第八条の二第一項若しくは第二項、第十七条の二又は第二十条第一項の規定による命令を受け、かつ、同法第四十九条第六項の規定による審判を同項の期間内に請求しなかつたとき。
- 二 請負人が、独占禁止法第七条の二第一項 (同条第二項及び第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。) の規定による命令を受け、かつ、同法第五十条第四項の規定による審判を同項の期間内に請求しなかつたとき。

第五十四条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 三 請負人が、独占禁止法第六十六条第一項の規定による却下の審決、同条第二項の規定による棄却の審決又は同条第三項の規定による原処分の一部取消し若しくは変更の審決 (知事と請負人との契約に係る部分の全部の取消しをし、又は当該取消しに相当する原処分の変更をする審決を除く。) を受け、かつ、当該審決の取消しの訴えを同法第七十条七条第一項の期間内に提起しなかつたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査委員公表

平成十六年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の三十八第六項の規定によ

り、次のとおり公表する。
平成十八年一月四日

同 同 同 広島県監査委員
近 高 田 坪
光 橋 辺 川
義 直 禮
章 則 史 巳

平成16年度包括外部監査結果に基づく措置状況

知事所管分

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>【テーマ】 県税の賦課徴収に関する事務の執行について</p> <p>課税事務関係</p> <p>2 個人事業税（報告書P.23）</p> <p>【結果】 調定取消は、文書による承認決裁手続を制度化するとともに、調定取消状況を上位者がモニタリングできるよう、システムの対応を図られたい。</p> <p>不動産貸付業及び駐車場業については、事業年により貸付件数が異なる場合が多く、より正確に課税客体を捕捉し、申告もれを防止するために、現地調査や臨戸調査が必要不可欠であり、各税務局において十分な調査が行えるような人員配置の重点化や調査方法の具体化、調査計画の策定などを行う必要がある。実施についての指導を十分に行われたい。</p> <p>【意見】 個人事業税に関する資料収集のため、県の税務局職員や臨時職員が、国の税務署に赴いて、確定申告書や関係資料を転写する作業を行っているが、これらの資料収集作業及び調査作業の合理化による賦課事務の効率化についての検討を行われたい。</p> <p>不動産貸付業、駐車場業を営む個人事業者の業種認定に関する情報をデータベース化することにより業種認定作業の効率化ができる。このための税務トータルシステムの改善を検討されたい。</p> <p>3 法人県民税・事業税（法人二税）（報告書P.39）</p> <p>【結果】 申告に基づく法人二税の調定手続の電算処理の際、申告書に誤りが発見された場合、税務局の担当職員が、該当法人と連絡を取り訂正処理を行うか、あるいは、当該法人に申告書の再提出を求めるかについて、上位者の承認を受ける仕組みになっておらず、担当職員に任せきりになっている。</p> <p>医療法人の社会保険診療分に係る所得金額の調査については、医療法人の会計に対する知識や調査を行うにあたってのノウハウの習得が、必ずしも十分でないと考えられるため、研修を充実させる必要がある。</p>	<p>調定取消については、各税務局において調査書を作成し、決議することを徹底した。</p> <p>不動産貸付業及び駐車場業の調査については、特に次の点に留意して事務を行うことを徹底した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付状況が照会文書等で判断できない場合は、住宅地図や現地確認によって把握する。 貸付収入等に大きな変動がある場合は、照会文書等により貸付内容を十分確認する。 <p>所得税の申告書の電子データによる入手について、国税局と協議しているところである。</p> <p>税務トータルシステムの再構築時に検討する。</p> <p>単純な計算誤り等を訂正した場合は申告書に訂正した職員と法人の応答者の氏名を記載すること、それ以外の場合は修正申告書の提出を求めることを徹底した。</p> <p>平成17年8月に医療法人に関する研修を実施し、調査能力の向上を図った。</p>

各税務局への質問による実態調査では、不申告法人の追跡調査については各税務局により具体的な調査内容に開きがあるが、ほとんどの税務局では、当該法人の代表者への確認作業を行うにとどまっているなど、十分な調査ができていないと考えられるので、各税務局に対する指導を徹底されたい。

今回の監査に当たって広島税務局が行った、求人雑誌に掲載された210社を対象にした法人台帳への登録内容の調査では、9法人の登録が洩れており、設置届けの提出指導を行った。各税務局とも十分なほ税調査を行っているとは言いがたい。また、具体的な調査手続とその実施結果及びその査閲の状況が調書上明らかにされていない。

【意見】 平成16年度から外形標準課税制度が導入されており、従来、積極的とは言えなかった分割法人（2以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人）の課税標準額を各都道府県にあん分するために用いた数値の調査も含めた、外形標準課税対象法人の調査に必要な実施計画の策定、調査手続等の整備、要員の配置、必要な知識の習得等を早急に実施することが望まれる。

4 不動産取得税（報告書P.57）

【意見】 不動産の承継取得（売買や相続などの所有権移転によって土地や既存の家屋を取得する場合）に係る課税情報は、法務局から市町村経由で登記情報のコピーを入手することにより収集しているが、より効率的な手続を検討することが望まれる。

不動産の承継取得に係る納税通知は、登記から概ね6か月経過後に交付されているが、バッチ処理によって対応している調定手続をオンライン処理に見直すことなどにより期間短縮は可能と見込まれる。歳入を確保するためには、できるだけ速やかに通知を行うべきである。

5 自動車税（報告書P.73）

【結果】 自動車税の減免制度のうち身体障害者等や社会福祉事業を行う者が使用する自動車について、毎年度、現況報告書が提出されたものについては継続して減免されることとなっているが、現況報告書の記載内容を確認するための書面等の添付も要求されておらず、調査も行われておらず、虚偽記載をチェックする機能が存在しないので、改善を要する。

課税漏れのないよう十分な調査を実施することとした。

電話帳調査、求人情報誌調査及び新築大型商業店舗テナント調査等を実施し、課税の捕捉に努めることとした。

平成17年度の7月から9月を調査強化月間とし、次のとおり調査を実施した。

区 分	調査件数	ほ税件数
電話帳調査	1,736件	14件
求人情報誌調査	194件	5件
テナント調査	276件	18件

平成17年度から広島地域事務所税務局に事業税調査課を設置し、外形標準課税対象法人の調査に必要な実施計画の策定、調査手続等の整備を行うこととした。

平成17年5月、8月、10月に、外形標準課税の調査に係る研修を実施した。

登記情報を電子データで入手することについて、総務省が中心となって法務省と協議しているところである。

登記情報の電子データによる入手に併せて検討する。

継続減免者について、計画的に調査を実施することとした。

平成17年度は、3年以上の継続減免者を対象に抽出調査を実施した結果、調査件数214件中2件について、減免の取消を行った。

【意見】 滞納者との連絡を容易にするため、自動車税納税義務発生申告書における納税者の電話番号を任意から記入必須とすることが望ましい。

6 軽油引取税(報告書P.79)

【意見】 自動車保有に対する貯蔵燃料タンクや路上走行中の自動車からの抜取り調査を実施している。調査対象となった車両の多くから不正軽油が検出されており、抜取り調査の実績は評価できる。さらなる取締り強化が望まれる。

徴収事務関係

【結果】

2 徴収支援のための情報電子化(報告書P.123)

現行の徴収事務は滞納事実が発生してから納税折衝に至るまで手作業が多く、その作成に時間を要するのみならず、管理・分析のための有効なデータは入手が困難である。また、本庁と税務局(支局)の重複事務も生じている。

これらを解消するためシステムの改善が必要である。徴収業務の電子化を図り、もって事務処理の効率化、徴収情報の分析、徴収プロセスの進行管理を行うべきである。

4 延滞金(報告書P.126)

実際に収入された延滞金のみを調定額及び収入済額として計上する方法がとられ、延滞金の収入未済額や不納欠損額は把握できておらず、開示されていない。これらが要因となり、県にとって延滞金の徴収に関する取組みが希薄であると認められた。延滞金の額(収入未済額と不納欠損処分額)を本税と同様に開示することが必要である。

【意見】

1 文書による催告(報告書P.129)

滞納を続ける悪質な納税者に対しては、文書による強力な催告に加え、毅然とした滞納処分を実行することが求められる。

2 公売制度の利用(報告書P.129)

公売すべき財産の存在がうかがわれるのに、差押を執行していない事案がある。差押に過度に慎重にならないようにすべきである。また、公売に当たっては、ホームページの活用を検討すべきである。

3 滞納原因分析(報告書P.130)

的確な徴収対策をたてるために、納税意識の欠如、資力欠如、常時不在、事業不振、住所不明、生活困窮、未接触等の滞納原因分析ができる体制を整えることが望ましい。

4 納税証明の発行(報告書P.130)

有価証券で納税された際に自動車税の納税証明を発行し、有価証券が現金化できなかったため、結果として収入未済であるにもかかわらず納税証明を発行したことになった事例が認められた。有価証券が現金化されてから

申告時に可能な限り連絡先電話番号の記載を求めることとした。

県単独の抜取調査や全国一斉の抜取調査に加えて、平成17年度からは国土交通省との連携による抜取調査を実施し、取締りの強化を図った。

税務トータルシステムの再構築時に検討する。

「広島県税務統計要覧」に、延滞金の収入未済額を掲載することとした。延滞金の徴収についても本税と同様に取り組むこととし、毎月、各税務局に確定延滞金の未納額を通知することとした。

「滞納整理事務処理の指針」を策定し、積極的に強制調査(搜索)を実施し、差押えを執行することを徹底した。

「滞納整理事務処理の指針」を策定し、積極的に強制調査(搜索)を実施し、差押えを執行することを徹底した。

差押えた自動車や動産について、平成17年7月から、インターネットによる公売を開始した。

税務トータルシステムの再構築時に検討する。

明らかに支払いが確実でない認められる有価証券については、現金化されてから納税証明を発行することとした。

自動車納税証明を発行するよう規程を改訂すべきである。納税証明を発行するか、支払が確実でないとして有価証券の受領を拒否する等の対策をとることが望まれる。

5 広島県税務統計要覧における収入未済額の記載方法(報告書P.131)

自動車取得税は証紙により納付され、証紙等特別会計に収入されたのち、年度末に歳出予算の範囲内で一般会計へ繰り出される。平成15年度は、証紙等特別会計上の自動車取得税が一般会計への繰出金の歳出予算を超えて収入されたため、この超過収入分が一般会計の歳入に繰り入れることができず、決算書上、一般会計の自動車取得税の収入未済額が120百万円計上されている。

納税者は納付済みであり、少なくとも、この要覧で納付済みであることを示す開示体制を整えるのが良い。

6 滞納者別未納リストの利用方法(報告書P.131)

徴収で好結果を生んでいる職員の管理リストによる管理方式を一担当者の手続資料に留まらず、組織的に生かすのが良い。

7 他県のノウハウの研究(報告書P.131)

自動車税(地域間の賦課・徴収のハンディが一番無いと思われる税目である)の収入率の上位3県は99%以上である。広島県は21位で95.4%である。このように、良い結果が出ている他の都道府県の手法が広島県にとって効果的であるかを研究すべきである。

8 税務事務経験年数と税務の専門家の育成(報告書P.131)

県の税務職員の税務経験は十数年であり、3年程度で異動になることが多い。悪質な滞納者に対処するためにも、また、経験豊かな国の税務署職員と同等に効率的に事務を進めていくためにも、一律的に異動させることなく、核となる専門家を育成すべきである。

10 交渉記録の記載(報告書P.134)

担当者によって記載程度がまちまちであり、記載が不十分な例がある。引継ぎや滞納者との交渉に備えて、記録を克明に残すべきである。

11 困難案件への対応(報告書P.134)

悪質な滞納者の属性や動向については、県警とも協力して情報収集したり、あるいは交渉などをスムーズに進めるために県警職員OBの採用も検討されるべきである。

情報セキュリティ対策関係(報告書P.137)

【結果】情報漏洩対策を中心とした、広島県の情報セキュリティポリシーと税務トータルシステムに関する実施手順の整合性、及び税務トータルシステムにおける実際の業務運営の実施手順等への準拠性を検討したところ、概ね整合性・準拠性は確保されているものの、汎用機設置室への入室の管理、重要帳票

「広島県税務統計要覧」の収入未済額の科目別処理状況を示す表において、「納付確認済」欄に計上し、開示している。

税務トータルシステムの再構築時に検討する。

平成17年9月に収入率の高い県の視察を行った。引き続き効果的な徴収対策について研究する。

県の税務職員は、一般行政職員として、多角的な視野を持った職員として育成している。今後は、外形標準課税の調査事務や不動産の評価能力の向上など、税の専門職としての位置付けを高め、税務事務の円滑な継承と発展が図られるよう、これまで以上に計画的な異動について配慮する。

研修の場を通じて、適正な事務処理を徹底した。

関係機関との連携を強化し、困難案件に対応する。

次のとおり、情報処理に係る管理体制を強化した。

- ・マシン室入室管理要領の改訂
- ・規定に準拠したマシン室入室手続の徹底
- ・マシン室入室カードの管理強化
- ・磁気・帳票管理台帳の実態に即した整備
- ・外部委託契約条項の見直し
- ・外部委託業者への貸出情報の貸出記録簿による管理
- ・外部委託業者に対する情報セキュリティ実施状況の定期的な確認

類の保管、アクセス用IDカードやパスワードの管理、外部委託先の管理、教育・評価・監査の各領域に関し、不十分な点が見受けられる。

情報漏洩対策の観点から、管理体制の強化・見直しを行うことが望まれる。

【意見】 財政的な制約や運用の利便性等についても十分配慮すべきであるが、税務トータルシステムの特性を鑑みれば、磁気媒体の台帳整理、帳票類の保管場所の管理アクセス用IDカードの管理、外部委託先の管理、「税務トータルシステムに関するセキュリティ実施手順」の規定内容等について見直し、強化することが望まれる。

- ・教育用マニュアルの作成
- ・ホストマシン作業票への押印